

平成23年9月26日

東京電力株式会社  
常務取締役 廣瀬 直己 殿

社団法人 日本医師会  
常任理事 今村 聡

## 福島第一原子力発電所等の原子力災害の 損害賠償に関する申入れ

平成23年9月14日付の申入れを踏まえ、以下のことを申し入れるものである。

- 1 合意書における以下文言の削除
  - ・「なお、上記金額の受領以降は、上記算定明細書記載の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません。」
- 2 風評被害における『「本件事故」以外の要因による売上減少率』を医療・福祉・介護等についてはゼロ%とする
- 3 簡便な請求方式（添付資料（案）を検討中）の受け入れ

以上

## 「簡便な請求方式」について(案)

本会は9月14日付東京電力宛「申入れ」において、「現在御社が医療機関に求めている補償金請求形態を、財物も含め簡便な請求方式を基本にして、速やかで十分な補償を実施して頂きたい。」とした(注)。

これは、公的医療保険の保険者が有するデータあるいは証明資料を揃えて請求を提出した医療機関の先行データを基に、公的な統計資料を用いて算出した推定値による請求を受け入れるよう求めるものである。

例えば「逸失利益」について想定する「簡便な請求方式」のイメージは、以下の通りである。なお、今後開始される財物の補償についても、同様に、先行データを基に推定することを想定している。

### 簡便な請求方式(逸失利益)のイメージ

中央社会保険医療協議会  
医療経済実態調査によるマクロデータ  
①精神科病院、②その他病院、  
③入院収益のある診療所、  
④入院収益のない診療所、  
の各区分に対応する粗利率

$$\text{売上高推定値} \times \text{粗利率推定値} = \text{逸失利益}$$

第一法(社会保険診療報酬支払基金および福島県国民健康保険団体連合会に照会し回答を得た場合)

売上高推定値 = 保険診療収益推定値 ÷ 保険診療割合推定値  
保険診療収益推定値 = 平成22年分の年間算定点数(確定) × 10円  
保険診療割合推定値・・・中央社会保険医療協議会 医療経済実態調査によるマクロデータ(粗利率と同様)

第二法(回答を得られなかった場合)

売上高推定値・・・先んじて証拠資料を添えて補償金請求を行なった医療機関の先行データの医師数、従事者数、患者数等をもとに算出(次頁補足)。

(補足)第二法の売上高の推定方法

東京電力の現状の請求書式に則って証明資料を添付して請求を行なう医療機関に対し、証明資料を提出できない医療機関のための簡便な請求方法を協議・検討する基礎資料として、①医師数、②従事者数、③患者数、④年売上高の各データを提供いただくよう依頼する(東京電力に提出する資料に加えて医師会独自でアンケート用紙をつくり、データを収集する)。このデータ(40件前後を想定)から医師数、従事者数、患者数と年売上高の相関を算出する。

簡便請求を行なう医療機関に対しては、医師数、従事者数、患者数を記入する書式を用意し、上記相関を用いて年売上高推定値を算出する。

	既提出 医療機関	① 医師数	② 従事者数	③ 患者数	④ 年売上高	
診療所	1. ●●医院					
	2. ○○医院					
	3. ●○医院					
	4. ○●医院	請求取りまとめ時に データ収集				
	...					
病院	5. ○●病院					
	6. ●●病院					
	7. ●●病院					
	...					

	簡便請求 医療機関	① 医師数	② 従事者数	③ 患者数	④ 年売上高
医院	甲医院	簡便な請求書式に記載			➡ 推定値

(注)簡便な請求方式を「基本」と位置づけた趣旨

非難対象区域内の会員医療機関約120件のうち、仮払い補償金の請求交渉時に福島県医師会に売上および粗利のデータを提出した医療機関は57件であった。このことから、さらに詳細な本補償においては、域内約120医療機関の過半が簡便方式を必要としていると考えることから、簡便な請求方式を「基本」と位置づけた。